

平成30年度 入札・契約制度の改善について（平成30年4月1日改正）

【改善項目】

- 1 低入札価格調査に係る調査基準価格の見直し 1 頁
- 2 最低制限価格の見直し 1 頁
- 3 元請業者に対する社会保険等未加入業者との下請契約禁止対策について 2 頁

1 低入札価格調査に係る調査基準価格の見直し

（1）調査基準価格（対象：設計金額が1,000万円以上の競争入札に付する町工事）

区 分	計算式	備 考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては予定価格に7/10を乗じて得た額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に9/10を乗じて得た額を、調査基準価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$[\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55] \times 1.08$	

※調査基準価格に上限（予定価格の9/10）を設けることとする。

施行期日：平成30年4月1日

2 最低制限価格の見直し

（1）最低制限価格（対象：設計金額が1,000万円未満の競争入札に付する町工事）

区 分	計算式	備 考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては予定価格に8/10を乗じて得た額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に9/10を乗じて得た額を、最低制限価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$[\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55] \times 1.08$	

※最低制限価格に上限（予定価格の9/10）を設けることとする。

施行期日：平成30年4月1日

3 元請業者に対する社会保険等未加入業者との下請契約禁止対策について

元請業者に対する社会保険等未加入業者との下請契約禁止措置をするとともに、社会保険等未加入業者と下請契約を行った元請業者には、30日の猶予期間内での加入指導を求め、下請業者が社会保険等に参加しなかった場合又は特別な事情があると認められなかった場合には、元請業者に対し制裁金を徴収し、町工事に係る契約違反として入札参加資格停止措置及び工事成績評定の減点を行う。

違反した場合のペナルティ	一次下請	二次下請以下
制裁金の徴収	社会保険等未加入業者と契約した下請金額の10%	社会保険等未加入業者と契約した下請金額の5%
入札参加資格停止措置	町工事に係る契約違反として停止措置を行う 1月～12月の範囲で、情状に応じて期間を措置する	町工事に係る契約違反として停止措置を行う 1月～12月の範囲で、情状に応じて期間を措置する
工事成績評定の減点	法令遵守違反及び施工体制不備で減点	法令遵守違反及び施工体制不備で減点

施行期日：平成30年4月1日